

デジタル市場のルール整備 に関する参考資料

平成31年2月13日
日本経済再生総合事務局

世界で流通するデータの急増

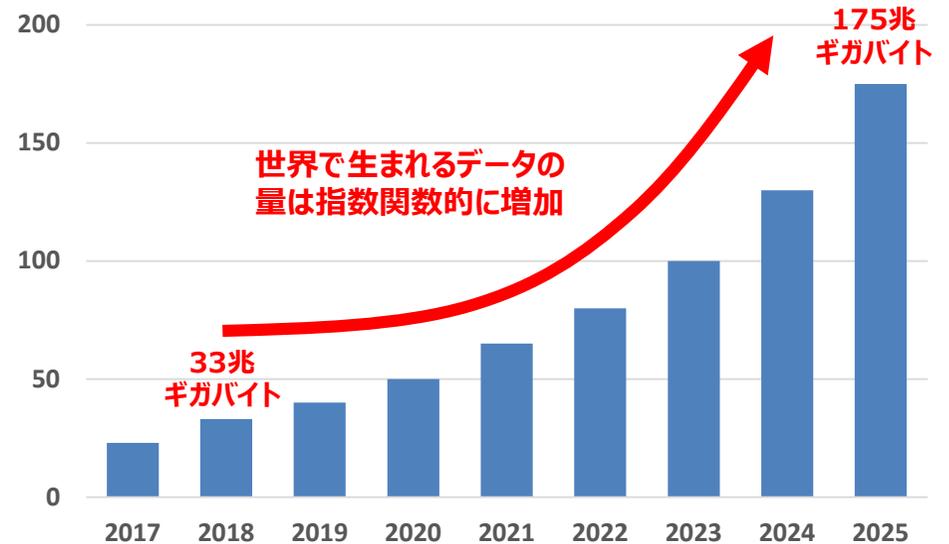
○ デジタルプラットフォーム企業の台頭に伴い、世界で流通するデータの量は指数関数的に増加。

facebook : ユーザ **23億人**

Alibaba.com : ユーザ **6億人**

Google : クリック数、年間 **2兆回**

(単位 : 兆ギガバイト)



デジタルプラットフォーム企業の事業領域拡大

○ デジタルプラットフォーム企業は、簡易なメール（メッセージ）や検索、コンテンツといったデジタル領域から、実店舗での小売りやIT化した住宅（スマートホーム）、自動運転といったリアルな領域へ事業を拡大している。

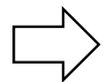
デジタル プラットフォーム企業	デジタル					リアルへの展開			
	簡易なメール (メッセージ)	検索 ・ブラウザ	コンテンツ ・メディア	ネットワーク 経由のサービス (クラウド)	電子 商取引	決済	実店舗での 小売り	IT化した住宅 (スマートホーム)	自動運転 ・ドローン
G A F A	 (グーグル)	○	○ (事業起点)	○	○	○	○	○	○
	 (アップル)	○	○ (事業起点) パソコン	○	○	○	○	○	○
	 (フェイスブック)	○	○ (事業起点)	○	○	○	○	○	○
	 (アマゾン)	○	○	○	○	○ (事業起点)	○	○	○
中国系	 (アリババ)	○	○	○	○	○ (事業起点)	○	○	○
	 (バイドゥ)	○	○ (事業起点)	○	○	○	○	○	○

(注) クラウドとは、「雲」を意味する英語で、コンピュータの利用形態のひとつ。利用者は、ネットワークに接続されたコンピュータが提供するサービスを、ネットワーク経由で手元のパソコンやスマートフォンで利用する。

データを利用したビジネスの影響力拡大

- データの利用拡大に伴い、10年間で時価総額の世界トップ10企業は大きく変化。
- 10年前は石油、製造、通信、金融といった企業がランキングの中心であったが、昨年では、ベスト10のうち6社がデジタルプラットフォーム企業で占めるに至っている

2008年の世界トップ10企業
→石油、製造、通信、金融(計293兆)中心。



2018年の世界トップ10企業
→10社中6社(計419兆)がデジタルプラットフォーム企業に

	企業名	時価総額
1	ペトロチャイナ	57兆円
2	エクソン・モービル	49兆円
3	ゼネラル・エレクトリック(GE)	34兆円
4	チャイナ・モバイル	32兆円
5	中国工商銀行	30兆円
6	マイクロソフト	26兆円
7	ブラジル石油公社	25兆円
8	ロイヤル・ダッチ・シェル	23兆円
9	AT&T	22兆円
10	BP	21兆円
	...	
12	トヨタ自動車	21兆円

※2月末時点

	企業名	時価総額
1	アップル	96兆円
2	アルファベット(Google)	82兆円
3	アマゾン・ドット・コム	78兆円
4	マイクロソフト	77兆円
5	騰訊 [テンセント・ホールディングス]	56兆円
6	フェイスブック	56兆円
7	バークシャー・ハサウェイ	55兆円
8	アリババ・グループ	51兆円
9	JPEルガン・チェース・アント・カンパニー	42兆円
10	中国工商銀行	38兆円
	...	
23	トヨタ自動車	24兆円

※2月末時点

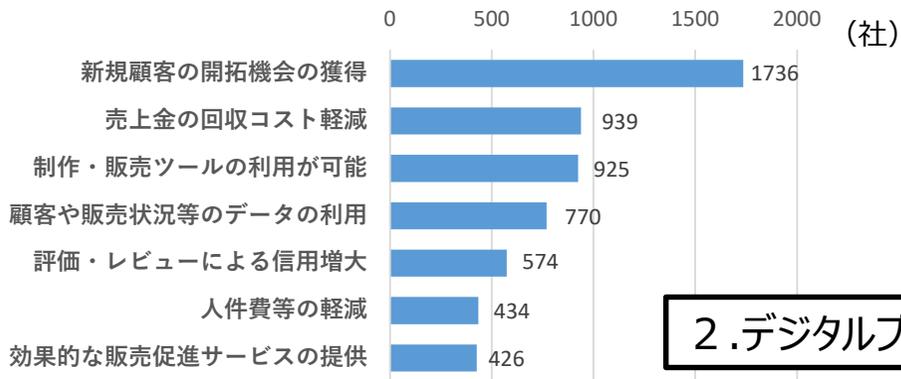
(出典) 第7 5回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
第6回官民データ活用推進戦略会議 合同会議資料を基に再生事務局作成

デジタルプラットフォーム企業のメリットと問題点

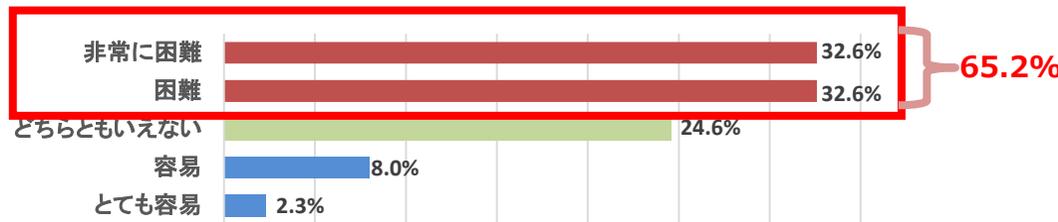
- デジタルプラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（Gig Economy）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。具体的には、新規顧客の開拓機会の獲得、売上金の回収コスト軽減、制作・販売ツールの利用が可能、といった**メリット**を指摘する声が多い。
- これに対し、デジタルプラットフォーム企業の**問題点**としては、個別交渉が困難、規約等の一方的変更、利用料・手数料が高い、検索結果が恣意的・不透明といった声が多い。また、取引するデジタルプラットフォーム企業を切り替えることが困難とする声が7割に上っている。

経済産業省 取引先事業者向けアンケート調査（2018年10月実施）

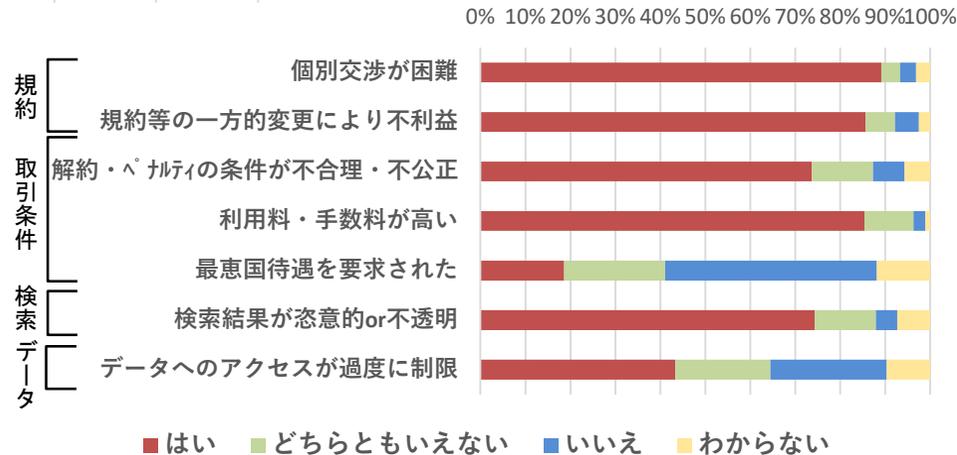
1. デジタルプラットフォーム企業を利用するメリット



3. デジタルプラットフォーム企業を切り替えることの困難性



2. デジタルプラットフォーム企業の問題点



デジタルプラットフォーム企業にかかる事件の例

○ デジタルプラットフォーム企業が支配的地位を濫用しているとの事件も頻発しているところ。

■ amazon電子書籍事件（2015.6）

米amazonが、取引先に対し、他の流通事業者との契約でamazonより有利な条件を提供する際には、amazonに対しても最低でも同条件の適用を求める条項（いわゆる最恵国待遇条項）を設けるなどにより、競争を制限しているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 2017年に米amazonが当該条項を使用しないことをEUの競争当局に確約。

■ Google Shopping事件（2017.6）

米Googleが検索エンジン市場で支配的地位を濫用し、検索結果において自ら提供するショッピングサービスを優先表示させることにより、当該サービスを違法に有利にしているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 米Googleに対し、EU競争法違反により24.2億ユーロ（3,146億円）の制裁金を賦課。

企業結合審査におけるデータ価値評価の重要性

- デジタル市場においては、**企業の売上等の市場シェアが小さくても**、データの独占により競争阻害が生じるおそれ。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。
- 米欧では、**データ価値評価を含む企業結合審査手法の開発**に着手。我が国も、米欧と連携しつつ、適切なデータ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に取り組む必要あり。

<企業結合審査においてデータ価値評価が不十分で問題となった事例>

■ FacebookによるWhatsApp買収事案(2014)



- ① Facebook(SNS)がWhatsApp(SNS)を190億ドル(2.09兆円)で**買収提案**。
- ② EUは、将来、両社のメッセージアプリ間でユーザデータの統合が行われる可能性について審査。データ評価を含む将来の市場予測に取り組み、その結果、**データ統合は技術的に困難であるとの同社の申請を受け入れ、買収を容認**。
- ③ しかし、その後、Facebookは、**両アプリのデータ統合を実行**。その結果、Facebookの寡占化が進んだ。結果として、EUは当初の判断を覆し、2017年に1.1億ユーロ(143億円)の制裁金を決定。

→ 我が国においても**データ価値評価を含む企業結合審査のためのガイドラインand/or法制整備**が必要ではないか

デジタル市場における取引慣行等の透明性・公正性確保

- デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。
- このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制 and/or ガイドラインの整備を図ることが必要ではないか。
- 一方で、ルール整備が第4次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain（従うか、または、従わない理由を説明する）といった自主性を尊重したルールを検討することが必要ではないか。

<EUの「デジタルプラットフォーム企業の透明性・公正性確保法案」>（※現在議会審査中／2020年施行見込み）

1. デジタルプラットフォーム企業の説明・情報開示義務

- ① 契約条件の明確化義務
- ② 取引拒絶事由の明確化と個別の理由通知義務
- ③ ランキング（例：商品検索結果の表示順）を決定する主なパラメータの明示義務
- ④ デジタルプラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合（例：配送料減免）の明示義務
- ⑤ 最恵国待遇条項（取引先の中で最も有利な取引条件を求めること）等を設ける場合の合理的根拠の明示義務

2. 救済方法の整備

デジタルプラットフォーム企業内部における苦情処理システムの整備義務 等

デジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織の必要性

- グローバルで変化が激しいデジタル市場における市場競争状況の評価等については、在来の競争当局の有する情報・ノウハウだけでは対応が困難。また、縦割りの業所管的発想でも対応が困難。
- 内閣官房にデジタル市場に関する競争政策の立案・調整を行う専門組織の設置を検討すべきではないか。
- なお、EUは、2015年、デジタル単一市場戦略の下、プラットフォーム取引の公正性への対策を指示。2018年10月、「オンライン・プラットフォーム経済監視委員会」を設立。

(参考) プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則の概要

- 『未来投資戦略2018』において、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、「2018年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める」旨を策定。
- 経済産業省、公正取引委員会、総務省において、2019年から具体的措置を進めるべき重要論点を掲げた基本原則を2018年12月18日に策定。今後、これに沿った具体的措置を早急に進める。

【基本原則の概要】

1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

デジタル・プラットフォームが、①社会経済に不可欠な基盤を提供している、②多数の消費者や事業者が参加する場そのものを、設計し運営・管理する存在である、③そのような場は、本質的に操作性や技術的不透明性がある、といった特性を有し得ることを考慮

2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存業法について、見直し可否を含めた制度面の整備を検討

3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現

① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態を把握、② 各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設に向け検討、③ 一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、透明性及び公正性確保の観点からの規律の導入に向け検討

4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現

データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用や関連する制度の在り方を検討

5. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放について、イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備等、様々な観点を考慮して検討

6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野のイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた共同規制等の柔軟な手法も考慮し、実効的なルールの構築を図る

7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の域外適用の在り方や、実効的な適用法令の執行の仕組みの在り方について検討。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討